

## 平成 30 年度エゾシカの可猟区域及び期間等について（案）

## 1 手続きに係る根拠（鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（以下、「法」とする。））

## (1) エゾシカ捕獲の取扱い（環境大臣による制限）

期間の限定 10月1日～1月31日（法第11条第2項）

## (2) 一部の区域等で捕獲を禁止する場合（法第12条第2項）

法第12条第6項の規定に基づく法第4条第4項及び法第7条第5項の準用により、審議会及び利害関係人の意見を聴くこととされている。

## (3) 期間延長する場合（法第14条第2項）

法第14条第4項の規定に基づく法第4条第4項及び法第7条第5項の準用により、審議会及び利害関係人の意見を聴くこととされている。

## 2 可猟区域及び可猟期間

## (1) 基本的な考え方

北海道のエゾシカ生息数の増加を抑制するため、狩猟においてもメスジカの捕獲数をできる限り確保する必要があることから、規制緩和するとともに、オスジカの捕獲頭数の制限を継続する。

## (2) 可猟区域

エゾシカ可猟区域は、離島及び次の区域を除いた区域とする。

- ① 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律により捕獲が禁止されている鳥獣保護区、その他生態系の保護又は住民の安全の確保、若しくは静穏の保持が特に必要な区域
- ② 生態系への影響回避等の観点から、可猟区域から除外する区域
  - ア 知床半島基部の一部
  - イ 国有林野管理経営規定等に基づく保護林及び緑の回廊の区域（一部地域を除く。）
  - ウ 道有林の一部

## (3) 可猟期間

環境大臣が定める北海道における可猟期間は10月1日から1月31日までであるが、エゾシカの生息数の増加及び生息区域の拡大を抑えるためには、狩猟による捕獲の機会を最大限に確保する必要があることから、可猟期間を3月31日まで延長する。

ただし、西興部村猟区、占冠村猟区、希少猛禽類への配慮や許可捕獲により効率的に捕獲を進める必要があるなど、地域の実情に応じて調整が必要と認められる市町村については、延長の期間を個別に設定する。

また、農耕地等における事故防止等の観点から規制が必要な地域においては、10月1日から10月19日までの期間はエゾシカの狩猟を禁止し、10月20日を開始日とする。

なお、斜里町の一部地域においては、捕獲効率の向上と希少猛禽類への配慮を目的として、可猟期間に中断期間を設けることとする。

区域	A 区域	B 区域	C 区域	D 区域	E 区域	F 区域※1	猟区※2
H29	10/1 ~ 3/31	10/1 ~ 1/31	10/21 ~ 3/31	10/21 ~ 2/28	10/21 ~ 1/31	10/1 ~ 1/4 1/18 ~ 2/1 2/15 ~ 2/28	9/15 ~ 4/15
H30	10/1 ~ 3/31	10/1 ~ 1/31	10/20 ~ 3/31	10/20 ~ 2/28	10/20 ~ 1/31	10/20 ~ 1/4 1/18 ~ 2/1 2/15 ~ 2/28	9/15 ~ 4/15

※1 斜里町の一部（中断期間の設定） ※2 西興部村猟区及び占冠村猟区

### 3 捕獲数制限

メスジカの捕獲を促進するため、12月1日以降の銃猟によるオスジカの捕獲については、一人1日当たり1頭までとする。

### 4 銃猟の自粛要請

3月は、オジロワシなど希少猛禽類の繁殖期に重なるため、多くの営巣地が存在する日本沿岸北部からオホーツク海沿岸北部にかけての海岸・湖沼付近については、銃猟の自粛区域を要請する。

### 5 前年度（平成29年度）との変更点

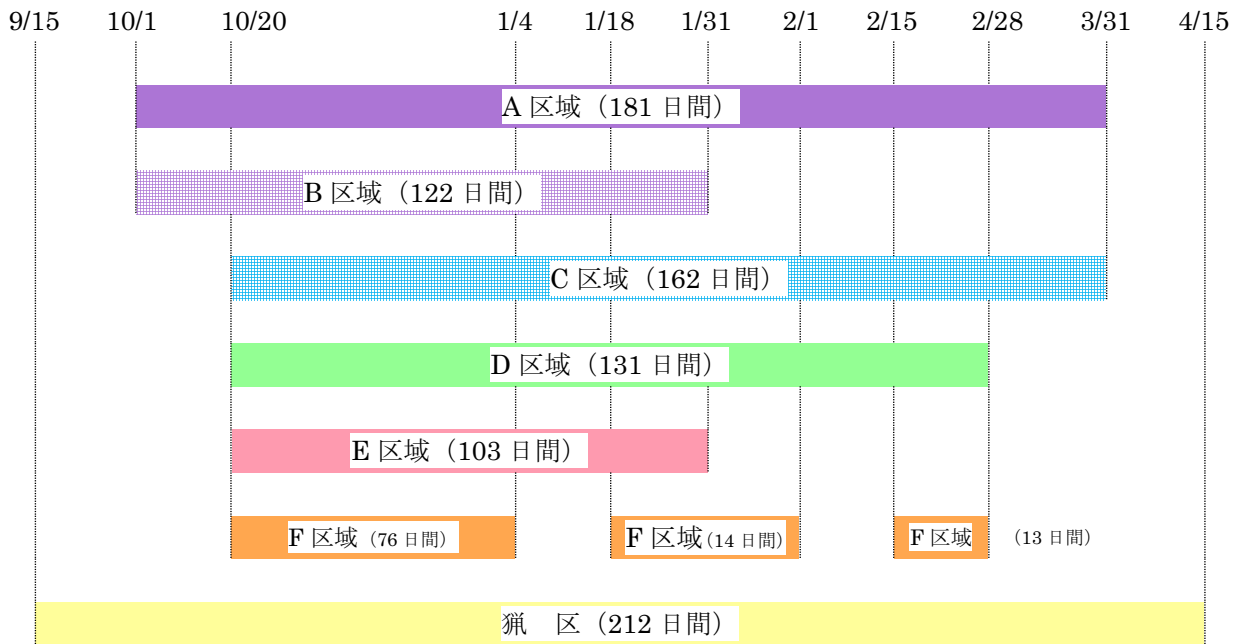
(1) C、D及びE区域の開始日を10月20日に変更する。

これまで、出猟機会を増やすため可能な限り開始日を土曜日に設定していたが、本年度は10月21日が日曜日のため、開始日を10月20日とする。

(2) オホーツク総合振興局管内及び根室振興局管内の市町村の可猟期間を変更する。

市町村名	平成30年度	平成29年度	変更理由
紋別市 滝上町 興部町 雄武町	10/20~2/28 (D区域)	10/21~1/31 (E区域)	近隣市町との可猟期間の違いによる事故等の防止を図るため、西興部村(猟区)及び斜里町の一部(F区域)を除いて管内統一の可猟期間とする。
遠軽町 湧別町		10/21~3/31 (C区域)	
網走市 美幌町 斜里町 清里町 小清水町 大空町		10/1~3/31 (A区域)	
斜里町	10/20 ~ 1/4 1/18 ~ 2/1 2/15 ~ 2/28 (F区域)	10/1 ~ 1/4 1/18 ~ 2/1 2/15 ~ 2/28 (F区域)	近隣市町との可猟期間の違いによる事故等の防止を図るため、斜里町の一部(F区域)についても、10月20日からとする。
標津町	10/20~1/31 (E区域)	10/1~1/31 (B区域)	農作物の収穫が終了していないため、危険防止の観点から開始日を変更する。

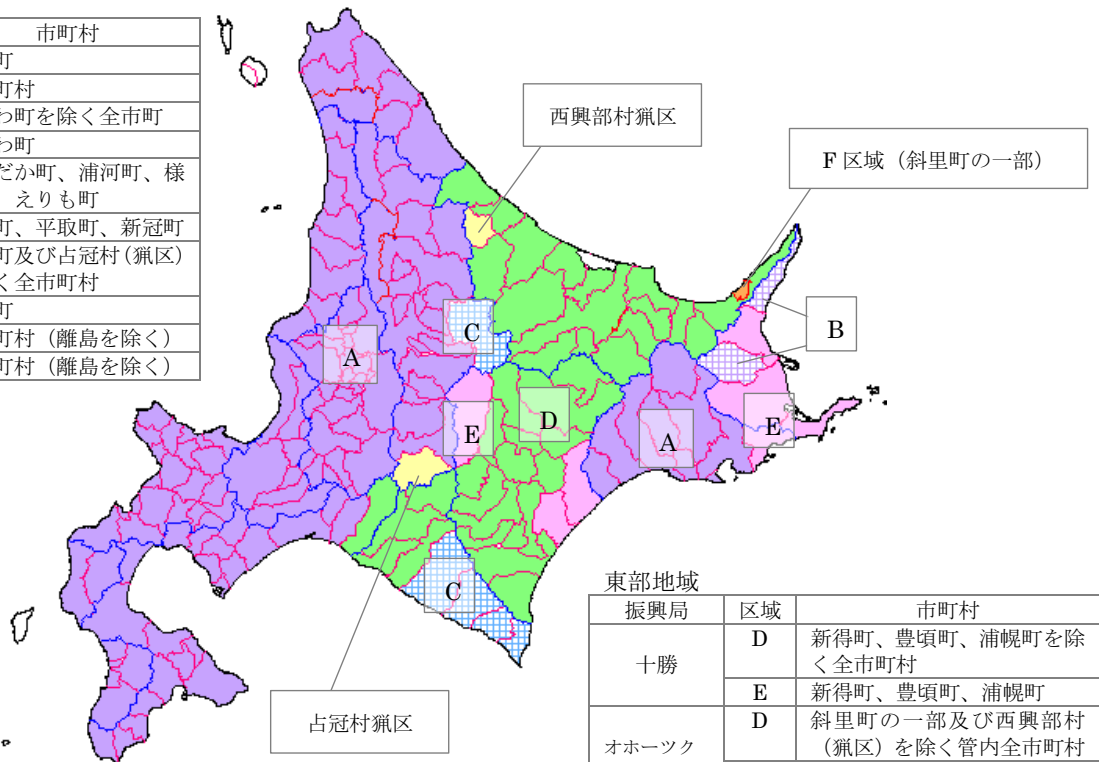
# 平成30年度エゾシカ可猟区域（案）



国土地理院承認 平14総複 第149号

## 西部地域

振興局	区域	市町村
空知	A	全市町
石狩	A	全市町村
胆振	A	むかわ町を除く全市町
	D	むかわ町
日高	C	新ひだか町、浦河町、様似町、えりも町
	D	日高町、平取町、新冠町
上川	A	上川町及び占冠村(猟区)を除く全市町村
	C	上川町
留萌	A	全市町村(離島を除く)
宗谷	A	全市町村(離島を除く)



## 南部地域

振興局	区域	市町村
後志	A	全市町村
渡島	A	全市町(離島を除く)
檜山	A	全町(離島を除く)

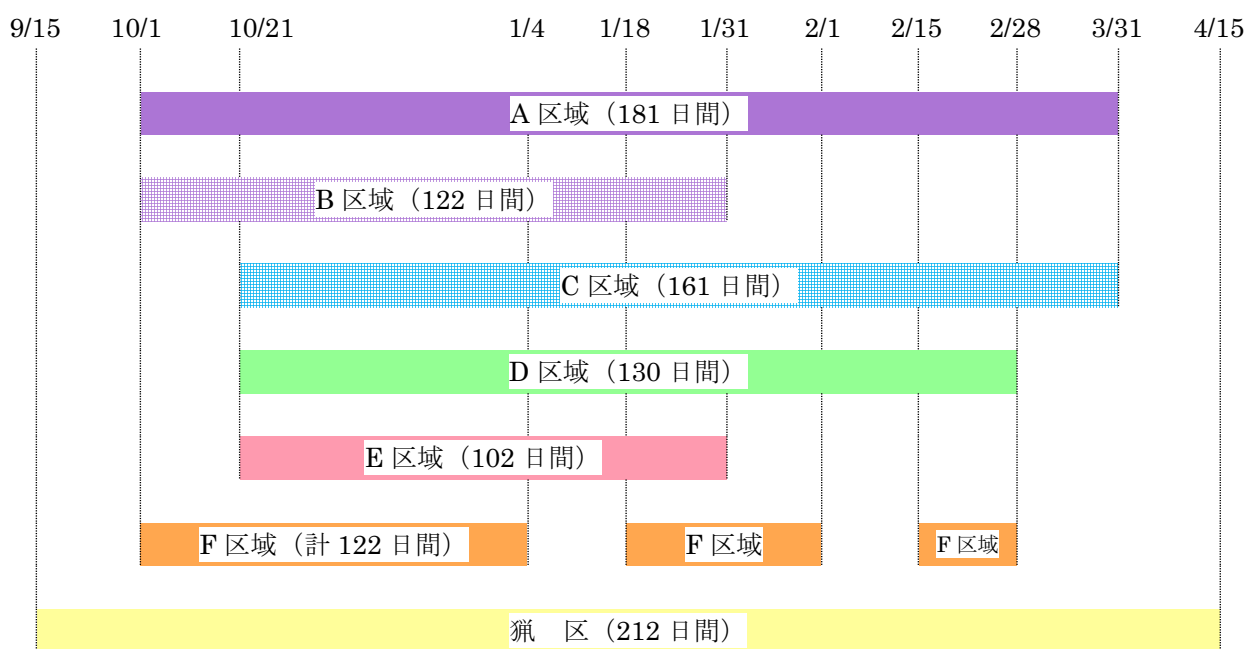
## 東部地域

振興局	区域	市町村
十勝	D	新得町、豊頃町、浦幌町を除く全市町村
	E	新得町、豊頃町、浦幌町
オホーツク	D	斜里町の一部及び西興部村(猟区)を除く管内全市町村
	F	斜里町(一部)
釧路	A	浜中町を除く全市町村
	E	浜中町
根室	B	中標津町、羅臼町
	E	根室市、別海町、標津町

※ 一人1日あたりの捕獲上限

メスジカ：制限なし オスジカ：制限なし（ただし、12月以降の銃猟については、1頭）

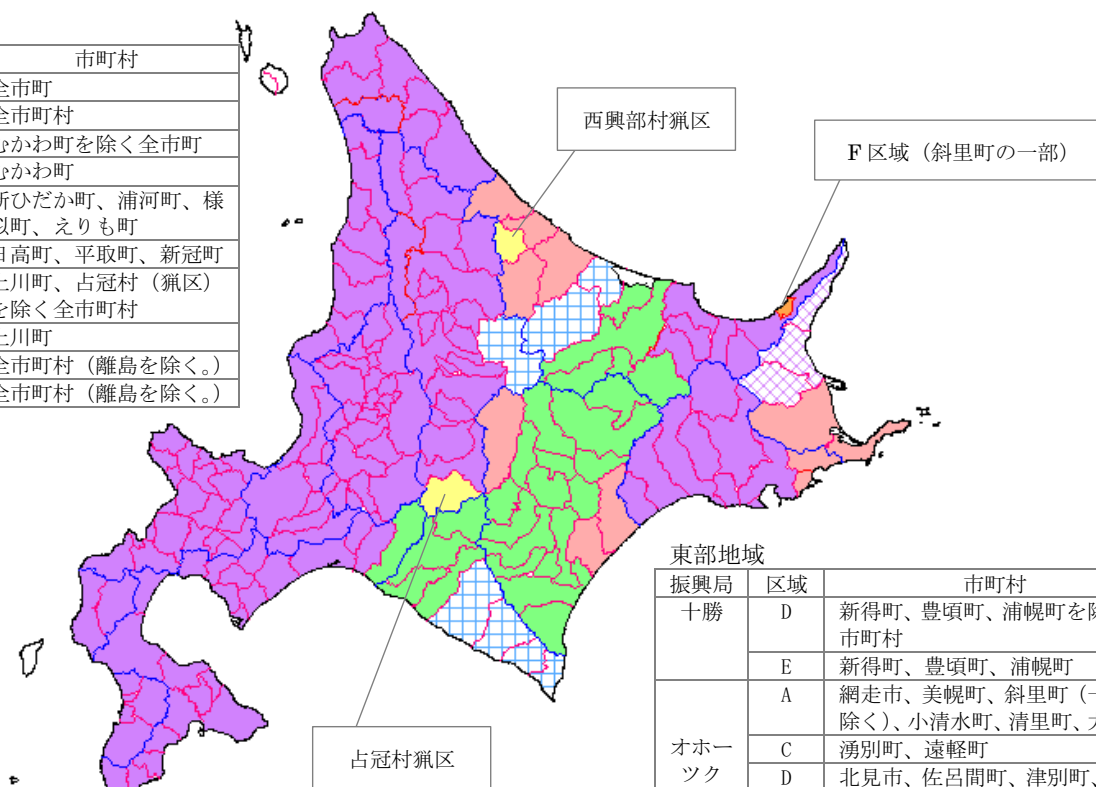
## 平成 29 年度エゾシカ可猟区域（案）



国土地理院承認 平14総複 第143号

### 西部地域

振興局	区域	市町村
空知	A	全市町
石狩	A	全市町村
胆振	A	むかわ町を除く全市町
	D	むかわ町
日高	C	新ひだか町、浦河町、様似町、えりも町
	D	日高町、平取町、新冠町
上川	A	上川町、占冠村（猟区）を除く全市町村
	C	上川町
留萌	A	全市町村（離島を除く。）
宗谷	A	全市町村（離島を除く。）



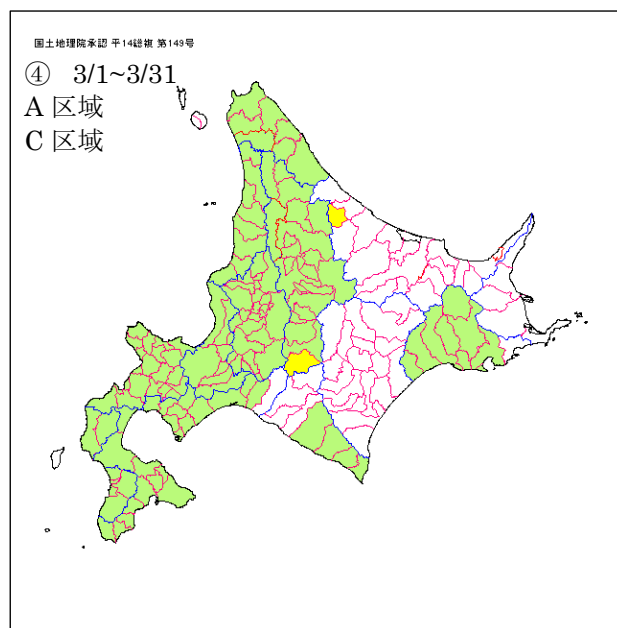
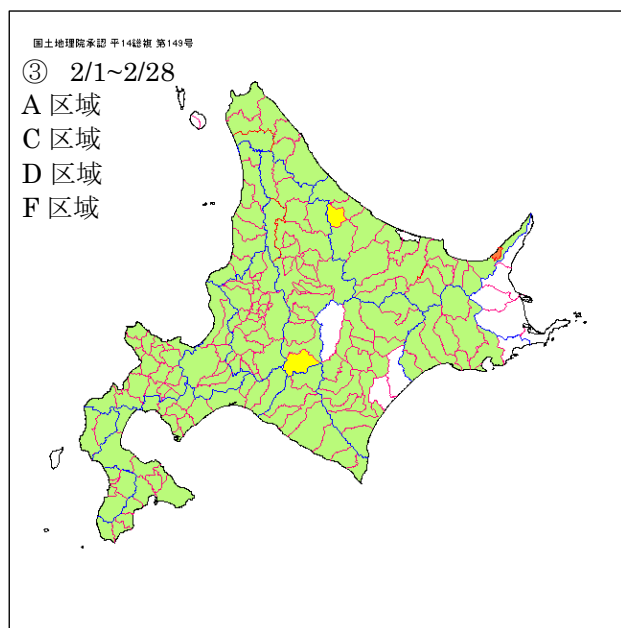
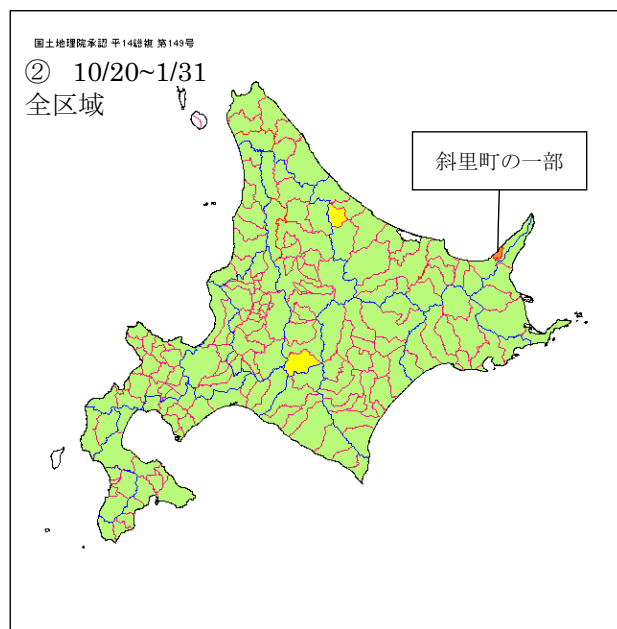
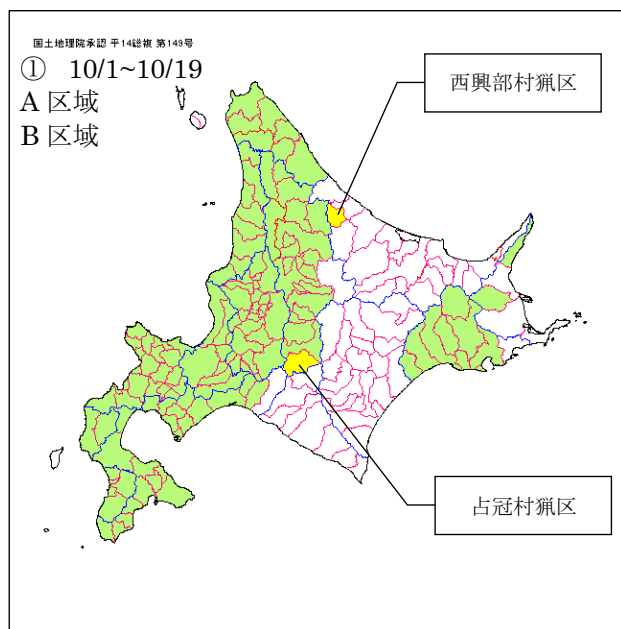
### 東部地域

振興局	区域	市町村
十勝	D	新得町、豊頃町、浦幌町を除く全市町村
	E	新得町、豊頃町、浦幌町
オホーツク	A	網走市、美幌町、斜里町（一部を除く）、小清水町、清里町、大空町
	C	湧別町、遠軽町
	D	北見市、佐呂間町、津別町、訓子府町、置戸町
	E	紋別市、滝上町、興部町、雄武町
釧路	F	斜里町（一部）
	A	浜中町を除く全市町村
根室	E	浜中町
	B	中標津町、標津町、羅臼町
	E	根室市、別海町

※ 一人1日あたりの捕獲上限

メスジカ：制限なし      オスジカ：制限なし（ただし、12月以降の銃猟については、1頭）

平成 30 年度エゾシカ可猟区域等設定期間（時系列）（案）

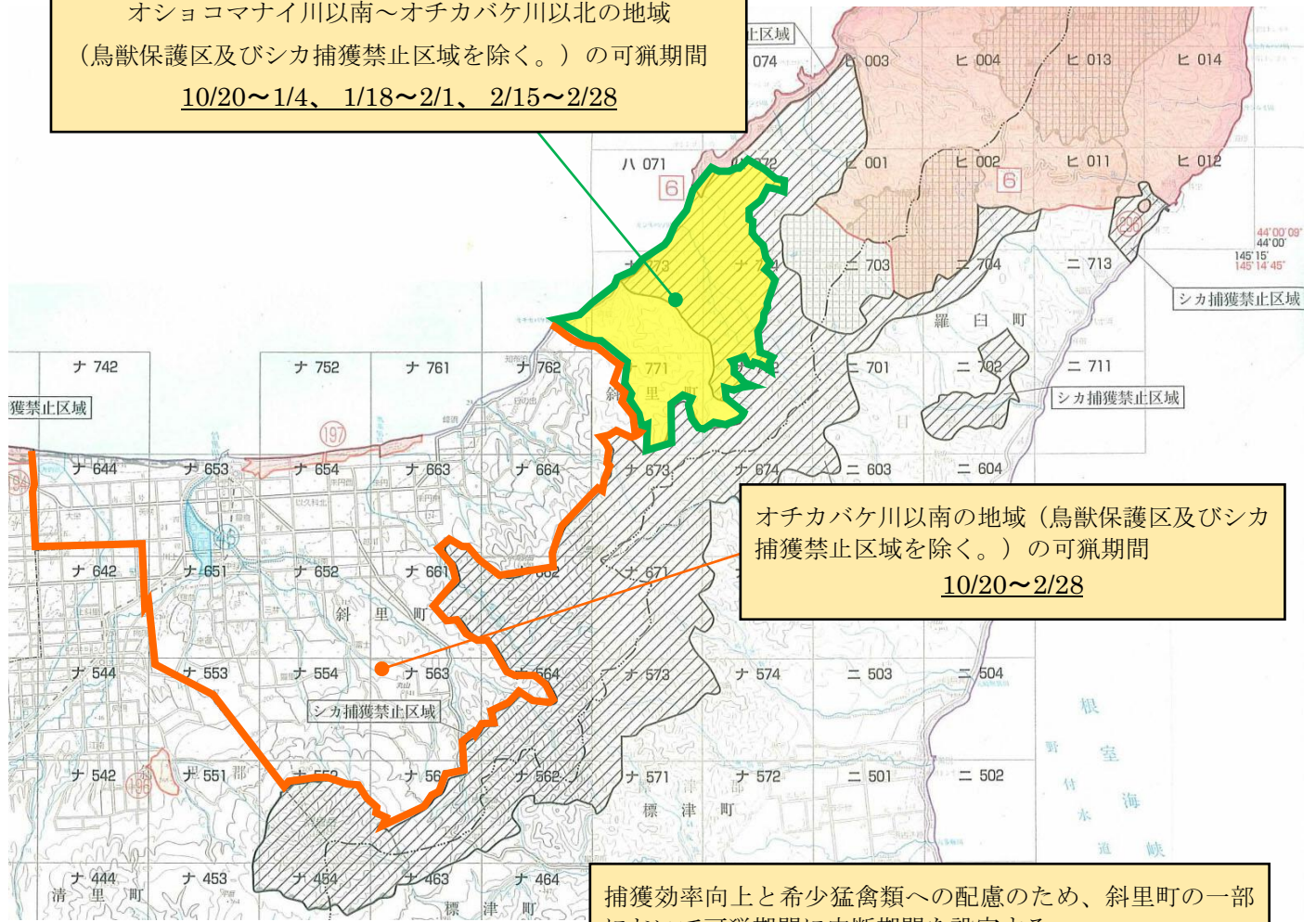


※ 西興部村猟区及び占冠村猟区の可猟期間は、9月15日から4月15日まで

※ 斜里町の一部については、10月20日から2月28日までの可猟期間中に2回の中断期間を設定。

平成 30 年度斜里町における可猟区域（案）  
（一部に中断期間設定）

オショコマナイ川以南～オチカバケ川以北の地域  
（鳥獣保護区及びシカ捕獲禁止区域を除く。）の可猟期間  
10/20～1/4、1/18～2/1、2/15～2/28



オチカバケ川以南の地域（鳥獣保護区及びシカ捕獲禁止区域を除く。）の可猟期間  
10/20～2/28

捕獲効率向上と希少猛禽類への配慮のため、斜里町の一部において可猟期間に中断期間を設定する。



